

最高裁秘書第3681号

平成28年11月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成28年11月18日付け）の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年11月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

補充理由説明書

(平成28年10月18日付け依頼に対する回答)

() 下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成28年度（最情）諒問第4号

2 理由

(1) 行政機関情報公開法（以下「法」という。）第2条第2項ただし書第1号は、開示請求制度から除外される行政文書として「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と規定しているが、この規定ぶりからすれば、「書籍」は「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」の例示として掲げられているのではなく、両者は並列の関係にあると解される。このことは、不特定多数の者に販売することを目的とするものではない書籍を開示請求制度の対象とした場合、高価な書籍であっても実質的に安価な費用での入手が可能となり、図書館代わりの利用を認める結果となって不合理であることからも裏付けられる。

したがって、ここにいう「書籍」は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに限られるものではないと解すべきである。

(2) 平成28年度（行情）答申第59号においては、本件対象文書について、法第2条第2項ただし書第1号に該当しないとの結論が出されているが、同答申

においては、「書籍」と「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」の関係について触れられておらず、これらについて何ら判断されていない。

(3) 以上のことから、本件対象文書は、法第2条第2項ただし書第1号の「書籍」に相当し、開示申出制度の対象から除外されるというべきである。